

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界各国に拡散し、死者・感染者が増加しています。世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言するなど、我が国にとってはもちろんのこと国際的な脅威となっています。

政府は、これまで感染拡大防止に向けた対策を講じてはきたものの、長野県内でも感染者が確認されるなど、状況は時々刻々と変化し未だ終息に向けた見通しは立っておらず、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたっては、国と地方自治体とが連携をはかり、迅速かつ適切な対応に努めることが強く求められます。

以上のことから、下記事項について早急に措置を講ずるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。
- 2 感染予防の方法を周知徹底するとともに、相談体制や検査実施等の強化充実をいっそう進めること。
- 3 マスクや消毒液などの感染予防物資の確保と安定した供給に取り組むこと。
- 4 学校の臨時休業に伴う子どもたちの心のケアや家庭への支援を実施すること。
- 5 経済活動等への影響等の実態把握に努めるとともに、影響を最小限にとどめるよう財政支援をはじめとした実効的な対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 2 年 3 月 1 6 日

伊 那 市 議 会

衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	様
内閣官房長官	菅	義	偉		様